

令和元年 10月1日

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行等について

我が国において本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」は、平成28年度推計で643万トン発生しており、そのうち約55%にあたる352万トンが食品産業から発生しています。

このような中、本年5月に議員立法により成立・公布された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)が、本日付で施行されました。

また、本年7月には「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)に基づく新たな基本方針を策定したところです。

これを踏まえ、別紙のとおり、「食品ロスの削減の推進に関する法律の施行等について(農林水産省食料産業局長通知)」を送付させていただきます。

併せて、以下のとおり、参考資料①～③を同封いたします。

①食品ロス削減推進法の概要

→本法において、事業者の責務等について、以下のとおり規定されています。

→条文の全文については消費者庁HPから御確認いただけます。

【食品ロスの削減の推進に関する法律】(抄)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第7条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(消費者庁HP)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/



②10月食品ロス削減月間に関するちらし

③食品ロス削減に関する啓発資材

→食品ロス削減推進法に基づき、10月は食品ロス削減月間となります。

→様々な啓発資材も用意しておりますので、お客様向け、社内向けに御活用ください。

(参考：農林水産省プレスリリース（令和元年9月24日付け）)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行及び本年10月の食品ロス削減月間について

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyo/190924.html>



(参考：食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の策定等について)

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/



お忙しい中お手数おかけいたしますが、会員の皆様に御周知をお願いいたします。

御不明な点等ございましたら、以下担当までお問い合わせください。

(担当)

農林水産省 食料産業局

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

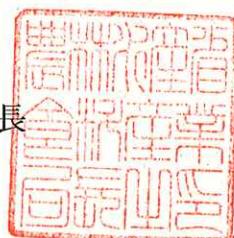
担当：三浦、佐藤、河原崎

電話：03-6744-2066

元食産第2429号
令和元年10月1日

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 会長 殿

農林水産省食料産業局長



食品ロスの削減の推進に関する法律の施行等について（通知）

本日、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が施行されました。

本法律では、事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努める旨規定されています。

また、食品ロスを含めた食品廃棄物等の発生抑制については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づき、取組が進められてきました。

特に、同法に基づき本年7月に策定した新たな基本方針においては、事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減する新たな目標を設定することとともに、食品関連事業者の発生抑制・再生利用の取組状況の公表を促進することなどにより、食品ロスの削減を更に進めることとしました。

つきましては、貴団体におかれましては、今後の食品ロスの削減に向け、これらの法律の趣旨・内容について御理解をいただいた上で、一層の御尽力、御協力を賜りますようお願いいたします。

併せて、このことについて、会員の皆様にも周知いただきますようお願いいたします。

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

＜食品ロスの問題＞

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

→多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む

②食品関連事業者等の取組に対する支援

③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究

⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に 関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

10月 食品ロス削減月間 NO-FOODLOSS PROJECT

10月30日 食品ロス削減の日

全部食べてくれると、うれしいな…

全部食べててくれて、ありがとう

※おにぎりは、撮影後に食べきました。

食べられるのに捨てられてしまう食品を減らしましょう。



食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」は、食品ロス削減を積極的に取り組む意思表明として使うことができます。



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



食品ロス削減月間の取組

本来食べられるのに捨てられてしまう食品＝食品ロスが、日本では、年間 643 万トン（平成 28 年度推計）発生しています。

国民一人当たりに換算すると、毎日ご飯茶碗 1 杯分（約 140 g）を捨てている計算です。日本は、多くの食料を海外から輸入しています。家計における食費の割合は約 4 分の 1 を占めている中、食べられるのに多くの食料を捨ててしまうのはもったいないことです。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月に議員立法として成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、10 月 1 日に施行されました。

皆さん一人一人ができることから、食品ロスを減らす取組をしてみましょう。



第3回食品ロス削減全国大会 in 徳島の開催

食品ロス削減に向けた全国的な機運の醸成を図るため、
食品ロス削減全国大会を開催します。

- 日 時 令和元年 10 月 30 日 (水) 13:00 ~ 16:30
- 場 所 徳島グランヴィリオホテル (徳島県徳島市万代町 3-5-1)
- 主 催 徳島県、徳島市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※
- 共 催 環境省・農林水産省・消費者庁

プログラム及び申込みについては、こちら。

<徳島県庁特設ページ>

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/5030987/>

消費者庁、農林水産省、環境省ウェブサイトからもご確認いただけます。

食品ロス削減のための啓発資材の配布

消費者庁、農林水産省、環境省では、
食品ロス削減のための啓発資材を作成し、配布しています。
これらを活用して、取り組んでみま
しょう。



消費者庁 啓発冊子



農林水産省 啓発チラシ



環境省 啓発POP

上記以外にも様々な取組を予定しています。詳細についてはこちら。

消費者庁
ウェブサイト



農林水産省
ウェブサイト



環境省
ウェブサイト
「食品ロス
ポータルサイト」



さまざまな啓発資料があります
ぜひ御活用ください！

10月は食品ロス削減月間

「食品ロス削減月間」のポイントは、多様な主体が連携して国民運動として食品運動として取り組むこと。
これらの資料を活用して、「食品ロス」について知つてもらうことも、その大きな一歩です。

10月間用がスタート



ダウンロードは
↓こちらから↓



(消費者庁HP)

主に食品小売向け

ダウンロードは
↓こちらから↓



(農水省) (環境省HP)



(農水省) http://www.maff.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/

(環境省) http://www.env.go.jp/recycle/food/post_30.html

※各種資料の利用に当たっては、リンク先の留意事項等を御確認ください。

↑英語の資料

もあります

主に飲食向け



ダウンロードは
↓こちらから↓



(農水省HP)

【その他】
★消費者者では、残り野菜を使ったレシピ等をクックパッドで公開していますので、こちらも御活用ください。

<https://cookpad.com/kitchen/10421939>

★お客様向だけではなく、社内向けの啓発にも是非御利用ください。

(環境省) http://www.env.go.jp/recycle/food/post_30.html

【問合せ先】農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 (電話) 03-6744-2066